

独立行政法人造幣局平成27年度事業計画

「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)第35条の10の規定により、平成27年度における年度目標を達成するための事業計画を次のとおり定めます。

独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)は、経済取引の基礎となる貨幣の製造、国家的記念事業として発行される記念貨幣の製造及び販売、国家が与える栄誉を表象するにふさわしい品格等が求められる勲章の製造、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与する品位証明等、極めて公共性の高い業務を担っています。これらの業務は、国民生活や経済活動の基本インフラストラクチャーに不可欠な構成要素であり、高度な技術を駆使し、高い品質の製品を安定的かつ持続的に生産すること等が造幣局に求められる重要な責務です。

さらに、的確な設備投資や研究開発の実施等により貨幣をはじめとする製品を確実かつ効率的に生産できる体制を維持・改良し、事業の継続性を確保することも重要です。

これらの責務を果たし、行政執行法人として国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行するとともに、将来にわたって業務の質を向上させていくため、造幣局は引き続き取り組んでまいります。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 貨幣製造事業

(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について

高品質で純正画一な貨幣を、財務大臣の定める納期までに納品し、貨幣製造計画を確実に達成するため、以下のとおり取り組みます。

- ① 製造体制の合理化、効率化を図るため、作業の進捗管理、在庫管理等については、生産管理システム及びERPシステムの運用により、期日管理を含めた生産管理体制の一層の充実強化を行います。また、費用対効果を勘案したうえで、計画的に設備投資を行うとともに、効果等の検証を徹底し、製造体制の一層の効率化を図ります。さらに、保守点検を的確に行い、通常貨幣製造に用いる溶解・圧延設備の停止時間や、圧穿機、圧印機の停止件数の抑制を図るなど、設備を安定的に稼働させるよう努めます。これらの取組を通じて、貨幣を安定的かつ確実に製造し、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成します。

また、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001を活用し、品質管理体制を充実させ、引き続き純正画一な貨幣の製造を行い、返品件数ゼロを維持します。

さらに、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に実施し、500円貨、100円貨及び10円貨の一貫工業の歩留の実績が過去5年平均以上となるよう取り組みます。

② 貨幣製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟で機動的な製造体制を確保し、当初予見し難い製造計画の変更等にも的確に対応します。

③ 国民や社会からの信頼を維持するため、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。
また、財務大臣から保管を委託されている貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、万全の注意を払い、適切な管理及び確実な保管を行い、保管地金の亡失ゼロを維持します。

（２）通貨当局との密接な連携等について

国内外における貨幣の動向について調査を行い、貨幣の偽造抵抗力の強化を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めます。これらの取組により、通貨当局（財務省理財局をいう。以下同じ。）と一体となって貨幣に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。

また、今後、発行が想定される2020年東京オリンピック・パラリンピックを含めた国家的な記念事業に相応しい記念貨幣の発行に向けては、記念事業の性格に対応した素材、卓越したデザイン等の必要な調査・検討を行い、通貨当局へ協力します。

国際的な広がりを見せる通貨偽造等の課題に対応していくため、迅速かつ確実な真偽鑑定を実施できる体制の維持を図ります。また、緊急改鑄への対応も想定しつつ、外国の貨幣関連機関と積極的に連携や情報交換を行い、偽造の抑止等に取り組みます。

さらに、世界造幣局長会議をはじめとした国際会議への参加や関連機関への訪問により、海外の貨幣製造技術や偽造防止技術等に関する最新の情報を積極的に収集し、貨幣関連機関等から要請があった場合には研修・視察を積極的に受け入れるなど、国際協力に貢献します。

収集した情報については通貨当局へ的確に提供を行い、国内外における貨幣の偽造動向・技術情報及び研究開発の成果等についての報告書（セキュリティレポート）については、通貨当局の要望に応じて作成し、定められた期日までに通貨当局へ確実に提出します。

（３）国民に対する情報発信について

国民各層に広く、造幣局の事業や貨幣に関する知識や理解を深めていただくため、ホームページ、博物館の展示及び特別展示等の充実に取り組みます。

また、工場見学の積極的な受入れ、特別展示等の開催、桜の通り抜け等のイベント、出張講演の実施等の機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供します。なお、博物館及び工場見学においては、来場者からのアンケート結果の評価が5段階評価で平均して3.5を超える結果となるよう取り組みます。

このほか、機密保持に配慮した上で、通貨関係当局と連携し、現金取扱機器の製造業者等に必要な情報を提供します。

(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について

貨幣の偽造防止技術等の研究開発については、次の貨幣の改鋳も見据えつつ、民間から導入可能な技術及び費用対効果も十分勘案した上で、貨幣の偽造抵抗力の強化に資する独自の偽造防止技術の開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進めます。このため、平成27年度から平成31年度までの5年間における調査及び研究開発の基本計画を策定し、当該計画に沿った効率的かつ効果的な研究開発の推進に取り組みます。

研究開発の実施に際しては、研究開発管理会議において、研究テーマ毎の実施内容、期間等の妥当性について、事前、中間、事後の評価を徹底するとともに、継続案件の年度末評価（S・A・B・C・Dの5段階評価）における達成度がA以上である研究テーマの割合が過去5年平均以上となるよう取り組むとともに、研究開発終了案件に費やされた費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回るよう取り組みます。また、研究開発評価会議において、経費を含めた研究成果の評価について検証を行い、その結果を翌年度の研究開発計画に反映させることで、研究開発の質の向上に取り組みます。

さらに、研究成果については、金属工芸品や外国貨幣の受注の機会等を捉えて適切かつ効果的に活用するとともに、必要に応じて機密保持に配慮した上で特許の出願や学会での報告を行うこととします。

(5) 外国貨幣等の受注、製造について

通貨関係当局等との緊密な連携の下、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、外国政府等の貨幣等製造の受注及び製造技術協力の実施に向けて積極的に取り組み、次の改鋳に備えた保有設備の有効活用、貨幣の製造技術やデザイン力等の維持・向上を図ります。

受注した外国貨幣については、受注数量を確実に納品するとともに、製造代金を確実に回収します。

2. その他の事業

(1) 勲章等及び金属工芸品の製造等について

- ① 勲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品等であり、品質が均一に保持されたうえで、美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えたものであることなどが要求されるため、納品後の返品件数がゼロとなるよう徹底した品質管理を行うとともに、精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により、数量・納期を確実に履行するよう製造します。

また、勲章等の製造工程については、培われてきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、機械の導入などによる一層の効率化を図ります。なお、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。

- ② 金属工芸品については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に資する製品の製造に限定し、この目的に資する新製品の開発に取り組みます。また、原則として官公庁等の一般競争入札への参加による受注・製造を行わないことに加え、受注品についても、発注者の性格や製品の主旨・利用目的等を踏まえ、公共性が高い場合に限り製造

を行い、数量・納期を確実に履行するよう取り組みます。なお、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。

さらに、金属工芸品の製造工程については、返品が無いよう確実な製造を行い、伝統技術の維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、機械の導入などによる一層の効率化を図ります。

(2) 貨幣の販売について

貨幣セット販売業務については、国民のニーズに応えるとともに、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)に基づく、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務について不断の見直しに努めます。

また、記念貨幣の販売に当たっては、国家的な記念事業としての性格も踏まえ、引き続き、はがきに加えオンラインでも申込みの受付を行い、購入希望者の公平性に配慮しつつ、公正・公平な抽選や確実な発送を行うことにより、広く国民に行き渡るよう取り組みます。

さらに、貨幣セットの購入者をはじめとする顧客に対し、アンケートによる満足度調査を実施し、5段階評価で平均して3.5を超える評価が得られるよう取り組みます。顧客アンケート調査等で得られたニーズを踏まえ、代金支払方法の多様化等のサービス向上に向けて取り組みます。なお、貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発に取り組むとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。

(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務について

貴金属の品位証明業務については、貨幣製造を通じて培ってきた分析技術を活用し、確実に作業を遂行したうえで、委託者への返却期限を遵守します。また、紛争地域において産出された金地金(紛争金)が武装集団等の資金源となることを防止するため、ロンドン貴金属市場協会(LBMA)が発行した「LBMA Responsible Gold Guidance」に基づき、紛争金に的確に対応します。さらに、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与する公共性の高い業務であることから、その役割について周知活動を積極的に行うとともに、造幣局の品位証明業務の継続に対する要望や、業界の自主的な品位保証への取組の有無等について、関係団体へのヒアリング等により実態を調査していきます。

地金及び鉱物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすべく、確実に作業を行い、委託者への返却期限を遵守します。

なお、これらの業務を着実に実施するに当たっては、利用者の利便性向上に取り組むつつ、品位証明業務及び分析業務に係るアクションプログラムに基づき、受益者に適正な負担を求めること等を通じて、引き続き、収支相償の達成に取り組めます。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織体制、業務等の見直し

(1) 組織の見直しについて

- ① 組織の見直しについては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招くことなく安定的に業務運営ができるよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組みます。
- ② 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を造幣局ホームページにおいて公表します。

（2）業務の効率化について

- ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、中期的な観点から設定する平成 31 年度末における固定費の削減目標の達成に向けて必要な取組を行います。
また、平成 19 年 12 月 28 日に策定（平成 25 年 3 月改定）した「独立行政法人造幣局会計システム（ERP システム）に係る業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性の向上、情報セキュリティの確保を図るとともに、業務プロセスの見直しなどを行い、ERP システムの有効活用による効率化の推進、ERP システムに係る保守・運用委託経費削減、業務処理の効率化・迅速化に取り組みます。
- ② 調達にかかる契約については、引き続き、偽造防止技術の維持・向上に支障を来さないよう留意しつつ、原則として一般競争入札等によるものとし、また、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達が推進できるよう、以下の取組を行います。
 - ・ 「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施し、適切な契約を行うとともに、その取組の実施状況及び契約実績を造幣局ホームページにおいて公表すること。
 - ・ 契約監視委員会による点検において、不適切な契約と認められる契約が無いよう適正に事務を遂行すること。また、物品及び役務の調達に当たっては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成 24 年法律第 92 号）に基づいた調達を行うよう努めます。
- ③ 造幣局は、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日付官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託の検討を行います。

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

造幣局が行っている業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理を行い、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図ります。

1. 予算

平成27年度予算

（単位：百万円）

区 別	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計
収 入				
業務収入	14,576	18,580	—	33,156
その他の収入	—	—	278	278
計	14,576	18,580	278	33,434
支 出				
業務支出	11,807	16,980	0	28,787
原材料の仕入支出	2,569	3,844	—	6,413
人件費支出	6,686	1,941	—	8,627
その他の業務支出	2,552	3,035	0	5,587
貨幣法第10条に基づく 国庫納付金の支払額	—	8,159	—	8,159
施設整備費	5,186	438	—	5,624
計	16,993	17,418	0	34,411

（注1）上記の金額は以下の条件に基づき試算したものです（収支計画及び資金計画も同様です。）。

○ 平成27年3月時点に見込まれた貨幣の製造枚数（平成27年度の通常貨幣10.1億枚）を前提としています。なお、貨幣の製造枚数は、流通状況等を踏まえて決定されるものであることから、試算と異なる場合があります。

○ 人件費のベースアップ伸び率を年0%として試算しています。

（注2）施設整備費は、生産関連設備などの固定資産支出額です。

（注3）資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は含まれておりません。ただし、平成27年度に係る東京支局及び隣接する北・南宿舍の移転に関する施設整備費を計上しています。

（注4）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2. 収支計画

平成27年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計
収益の部				
売上高	18,401	17,204	—	35,605
営業外収益	86	14	209	309
宿舎貸付料等	86	14	209	309
特別利益	—	—	0	0
計	18,487	17,218	209	35,914
費用の部				
売上原価	14,078	14,637	—	28,715
(貨幣販売国庫納付金)		8,159		8,159
販売費及び一般管理費	3,843	1,845	—	5,688
営業外費用	—	—	4	4
固定資産除却損	—	—	4	4
特別損失	—	—	0	0
計	17,921	16,482	4	34,407
純利益	566	736	205	1,507
総利益	566	736	205	1,507

(注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

(注2) 上記の計画については、売上高及び売上原価に、財務大臣からの支給地金見込額(平成27年度4,905百万円)を計上しています。

(注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収益及び費用は、含まれていません。

(注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3. 資金計画

平成27年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計
資金収入	14,602	18,585	11,743	44,930
業務活動による収入	14,602	18,585	278	33,465
業務収入	14,576	18,580	—	33,156
その他の収入	26	5	278	309
投資活動による収入	—	—	9,900	9,900
財務活動による収入	—	—	0	0
前年度よりの繰越金	—	—	1,565	1,565
資金支出	17,077	12,449	15,403	44,930
業務活動による支出	12,276	12,043	855	25,174
原材料の仕入支出	2,367	3,694	—	6,061
人件費支出	6,695	1,854	—	8,549
その他の業務支出	3,214	3,124	0	6,338
貨幣法第10条に基づく				
国庫納付金の支払額	—	3,371	—	3,371
積立金の処分に係る				
国庫納付金の支払額	—	—	855	855

投資活動による支出	4,802	406	13,041	18,248
財務活動による支出	—	—	0	0
翌年度への繰越金	—	—	1,508	1,508

(注1) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、平成27年度に係る東京支局の移転に関する施設整備費等を計上しています。

(注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

4. 採算性の確保

- ① ERPシステムの活用等により、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等によるコスト削減を進めることにより、経常収支率が100%以上となるよう取り組みます。また、棚卸資産回転率を参考として、貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量の維持を図ります。

さらに、一層の効率化を推進するため、販売費及び一般管理費（東京支局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く。）の平成27年度の実績値が、過去5年平均を下回るよう取り組みます。

(注1) 営業収支率

$$\text{営業収益} \div \text{営業費用} \times 100$$

(注2) 経常収支率

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

(注3) 棚卸資産回転率

$$\text{売上高} \div \text{期首期末棚卸資産平均額}$$

- ② 財務内容について、引き続き、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、国民に対する説明責任を果たすため、独立行政法人通則法に基づく情報開示を行います。

IV. 短期借入金の限度額

予見しがたい事由により緊急に借入れする必要がある場合の短期借入金の限度額を80億円とします。

(注) 限度額の考え方：国への貨幣等の納入時期と、国からの貨幣等製造代金の受入時期に、最大3カ月程度のタイムラグを見込んで積算しています。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、不要財産が生ずる場合、適切な処分を行います。

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

平成27年度においては、以下の重要な財産を譲渡します。

- ・ 造幣局東京支局移転跡地の一部
場所（地番）：東京都豊島区東池袋4丁目3277番3外
譲渡先等：独立行政法人都市再生機構に対し、防災公園街区整備事業を活用した防災公園等の整備の用途に充てるため譲渡。
- ・ 造幣局東京支局移転跡地の一部
場所（地番）：東京都豊島区東池袋4丁目3277番89の一部
譲渡先等：豊島区に対し、区道整備の用途に充てるため無償譲渡。
- ・ 造幣局東京支局移転用地の一部
場所（地番）：埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目190番26外
譲渡先等：さいたま市に対し、市道整備の用途に充てるため無償譲渡。

Ⅶ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 内部統制の強化に向けた取組

造幣局は、国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であることを踏まえ、内部統制や情報セキュリティ等の強化に向け、以下のとおり取り組みます。

(1) コンプライアンスについて

職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。また、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。

また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）については、確実に対応します。

(2) 情報セキュリティについて

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえて整備した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策（情報セキュリティ教育の実施を含む）を確実に実施し、その状況を定期的に点検することにより、重大リスクを発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。

(3) リスク管理等について

- ① 新たにリスクマネジメントの仕組みを取り入れ、事業計画の達成の障害となりうるリスクの管理を徹底します。

また、事業継続に係る計画（BCP）については、平成27年度においても不断に見直しを行うとともに、不測の災害が生じた場合でも、速やかに適切な対応を行うことができるよう危機管理体制の維持・充実に取り組

みます。また、同計画に基づく教育・訓練として、防火管理及び防災管理に関する規程に基づく防災訓練計画を策定し、訓練を確実に実施します。

- ② 民間企業で行われている経営手法である品質マネジメントシステムを活用して全部門の運営状況を検証し、品質の確保と業務の効率化を図るため、ISO9001の認証を維持します。

また、造幣局の使命を遂行するため、役職員が目的意識を共有した上で、各階層における目標が連鎖するよう組織目標及び個人目標を作成し、業務に取り組むとともに、課題やリスクを認識した上で決定した各種計画が達成できるよう、現状把握や検証を通じて必要な対策を講じることで、内部統制を徹底します。

2. 人事管理

安定的に組織運営を行っていくため、計画的かつ着実に優秀な人材を確保するよう努めるとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。

なお、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付閣総第175号・府共第211号）の趣旨を踏まえ、女性職員の登用を進めます。

また、職員の資質向上を図るため研修計画を策定し、研修を確実に実施すること等により、職員の能力向上や技能の伝承が図られるよう取り組みます。

3. 施設及び設備に関する計画

平成27年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。

投資に当たっては、投資目的等について、理事会や設備投資検証会議における厳格な審査に基づき行います。なお、平成27年度においては、特に、東京支局の平成28年度を目途としたさいたま市への移転に向けて必要な投資を着実に進めます。

また、投資効果や進捗状況を適切に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。

区 分		金額（百万円）
施設関連	貨幣部門	0
	その他部門	17
	共通部門	2,387
	小 計	2,404
設備関連	貨幣部門	2,994
	その他部門	132
	共通部門	95
	小 計	3,221
合 計		5,624

（注1）以上の施設及び設備に関する計画は、通常貨幣10.1億枚の製造枚数を前提にしたものです。

（注2）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

4. 保有資産の見直し

造幣局が保有する資産については、東京支局移転後の跡地及び廃止宿舍の適切な処分に向けた検討を進めるほか、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行うものとし、見直しの結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。

- ・ 東京支局移転後の跡地の適切な処分

平成28年度を目途にさいたま市に移転する予定の東京支局の移転後の跡地については、隣接する北・南宿舍（東京支局移転に伴い廃止予定）の跡地も含め、豊島区の再開発事業の進捗状況を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を進めます。

なお、移転に当たっては、業務に支障が生じないように、円滑な実施に向けて準備を進めます。

- ・ 職員宿舍の廃止及び適切な処分

東京支局の移転に伴う東京支局各宿舍の廃止、及び平成28年度末を目途とした本局北宿舍（一部）・男子寮、広島支局西山宿舍の廃止に向けて準備を進めます。

5. 職場環境の整備

（1）労働安全の保持について

造幣局の業務には、危険・有害業務を含む様々な作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、労働安全衛生法をはじめとした関係法令を遵守するとともに、メンタルヘルスケアを含め、安全で働きやすい職場環境の整備に取り組みます。具体的には、「安全衛生に関する方針」及び職場環境整備に資する計画である「安全衛生に関する計画」を定め、当該計画に沿って安全衛生教育・活動等を実施することにより、重大な労働災害を発生させないように取り組みます。

（2）健康管理の充実について

職員の健康を確保するため、「安全衛生に関する計画」に沿って全職員を対象に定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行います。

また、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、安全衛生に関する計画で定めたメンタルヘルス対策に、確実に取り組みます。

6. 環境保全

地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、ISO14001を着実に運用し、その認証を維持します。また、省資源・省エネルギー対策の実施、公害防止などの環境保全に関する計画を定め、その実現に取り組むことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。

環境保全や資源の有効活用の観点から、国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材（スクラップ）を100%再利用します。また、

事業活動の結果排出される廃棄物の再利用率が過去5年平均以上となるように取り組みます。

さらに、新たに導入、又は更新する機器については、購入時に効率性の検証を行ったうえ極力環境負荷の少ない省エネタイプとするなどの取組により、造幣局全体のエネルギー消費原単位を過去5年平均以下に抑制するように努めるなど、使用光熱水量の削減等に取り組みます。

7. 積立金の使途

独立行政法人造幣局法（平成14年法律第40号）第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。

VIII. 中期的な観点から参考となるべき事項

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 設備の維持・管理について

貨幣及び勲章等その他の製品の製造を確実かつ効率的に行い、将来にわたって安定的に業務運営を行っていくため、中長期的な視点に立って必要な設備の導入及び更新等を計画的に実施します。

平成27年度から平成31年度までの施設及び設備に関する計画は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
施設関連	貨幣部門	0	31	0	1,100	0	1,131
	その他部門	17	15	10	0	0	41
	共通部門	2,387	4,306	1,641	686	136	9,155
	小 計	2,404	4,352	1,650	1,786	136	10,328
設備関連	貨幣部門	2,994	4,309	2,375	5,421	1,847	16,946
	その他部門	132	402	80	101	278	993
	共通部門	95	575	226	75	636	1,606
	小 計	3,221	5,286	2,680	5,597	2,761	19,545
合 計		5,624	9,638	4,331	7,383	2,897	29,873

(注1) 以上の施設及び設備に関する計画は、平成27年3月時点に見込まれた貨幣の製造枚数を前提にしたものです。

(注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(2) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について

研究開発については、次の貨幣の改鋳も見据えつつ、貨幣の偽造抵抗力の強化に資する独自の偽造防止技術の開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進めていく必要があります。このため、平成27年度から平成31年度までの5年間における調査及び研究開発の基本計画を策定し、当該計画に沿った効率的かつ効果的な研究開発の推進に取り組みます。

平成27年度から平成31年度までの研究開発を着実に実施するための投資額の見込みは、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
研究開発 費見込み	653	715	685	638	662	3,353

(注) 合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織体制の効率化について

組織体制の効率化については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)における目標を上回るペースで人員削減を進めてきた経緯を踏まえ、造幣局が担う業務の重要性を鑑み、将来の安定的な業務運営に支障が生じないように配意しつつ、平成27年度から平成31年度までの5年間において、平成31年度末の常勤役職員の総数を平成26年度末以下とし、平成31年度の人件費を平成26年度以下とします。

(2) 業務の効率化について

業務の効率化については、中長期的な視点に立って業務運営に支障が生じないように次の貨幣の改鋳を見据えた機械設備の導入や製造施設の基盤整備など必要な設備投資を行いつつも、引き続き国民負担を軽減する観点から、平成27年度から平成31年度までの5年間においては、製造コストを抑制することにより、平成31年度の売上原価を構成する固定費(東京支局の移転に伴う費用を除く)を平成26年度実績値以下とします。